

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程（平成16年旭医大達第156号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、勤務1時間当りの給与（以下「時間給」という。）又は勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。</p> <p>2 諸手当は、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医手当、診療特別手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、<u>時間外手術等手当及び分娩待機手当とする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(分娩待機手当) (新設)</u></p> <p><u>第17条の9 分娩待機手当は、産婦人科医が分娩業務に従事するため、所定の勤務時間以外の時間に、自宅において待機を命ぜられた場合に支給する。ただし、第17条の7の規定により分娩手当が支給されることとなる場合を除く。</u></p> <p><u>2 前項の手当額は、待機1回につき8,000円とする。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、勤務1時間当りの給与（以下「時間給」という。）又は勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。</p> <p>2 諸手当は、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医手当、診療特別手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当及び<u>時間外手術等手当とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>

3 第1項の待機時間は、第13条から第15条までの勤務時間には含まれないものとする。

(略)

(略)

附 則

この規程は、令和元年7月10日から施行し、改正後の第3条第2項及び第17条の9の規定は、令和元年7月1日から適用する。

【改正理由】

分娩待機手当を新設することに伴い、所要の改正を行うものである。